時効により消滅した年次有給休暇の活用

年次有給休暇は2年で時効により消滅してしまいます。そこで、消滅してしまう年次有給休暇の日数を最大5年間積み立てることができる制度を創設することで、消滅してしまう年次有給休暇を活用することが可能となります。
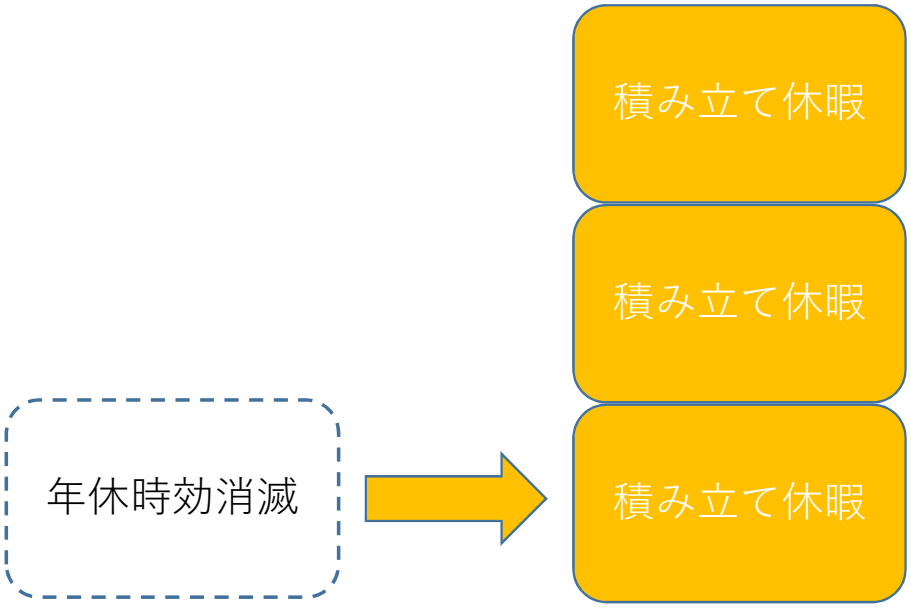
時効により消滅した年次有給休暇を恩恵的に使用することができる休暇となるため、積み立て日数・利用目的を限定する（例えば年最大10日、本人・家族の病気の際に利用する等）ことも可能です。